6/8 公判

冒頭陳述要旨

（罪名）麻薬及び向精神薬取締法違反幇助，同法違反
（被告人）青井　硝子

第１　被告人の身上及び経歴等
１　農業に従事。
２　住居地で単身居住。
３　前科前歴なし。

第２　犯行に至る経緯及び犯行状況等
１　被告人は，かねてより青井堂という事業主名及び青井硝子という筆名を用いてインターネットサイト「薬草協会」を運営していた。同サイトには，①ＤＭＴを含有するアカシア・コンフサ根樹皮（ＤＭＴは麻薬及び向精神薬取締法規定の「麻薬」であり［法２条１号，別表第１の７５号，政令１条４１号］，ＤＭＴを含有する物も原則として「麻薬」である［法２条１号，別表第１の７６号本文］が，「麻薬原料植物以外の植物」は「麻薬」にあたらない［法２条１号，別表第１の７６号ロ］。）にクエン酸及び砂糖等を混ぜた「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」と称する商品を販売するページ，②弁護士のリーガルチェックを受けた結果であるとして，「お茶」として流通される物質が同法上の「麻薬」にあたるかにつきわからない旨の回答を得たが，「踏み込んで活動を行っていくこととします。しかし，どこかから怒られが発生したらすぐに・・・是正します。」旨記載されたページがある。

２　麻薬の製造及び施用の幇助について（令和２年４月７日付け起訴状公訴事実）
(1)　被告人は，令和元年７月３日頃，前記サイトを通じて，　（以下，「　」という。）から「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」１式の注文及び代金の支払いを受けた。
被告人は，　が購入した「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」を原材料としてＤＭＴを含有する水溶液（以下，「ＤＭＴ含有水溶液」という。）を製造し，これを施用することを知りながら，同月４日頃，　に対し，「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」１式のほか，ＤＭＴ含有水溶液を製造する方法等を記載した「図解！うまくいく清澄方法」等記載の書面を発送した。
(2)　は，同日頃から同月１６日までの間に，被告人が発送した「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」等を同人方で受領し，同日から同月１７日までの間，　方において，「図解！うまくいく清澄方法」等記載の書面に従って，同公訴事実１記載のとおり，ＤＭＴ含有水溶液約６００ミリリットルを製造した。
そして，　は，同月２３日頃，同人方において，友人と一緒に，同公訴事実２記載のとおり，前記ＤＭＴ含有水溶液の一部を飲用し，麻薬を施用した。

因果関係は立証せず

(3) 前記友人は，間もなくして　　が手足をばたつかせるなどして苦しみだしたことから，１１９番通報をした。

同月２４日，警察官が，　　の搬送先の病院に保管されていた　　の尿を差押えた。鑑定の結果，　　の尿からＤＭＴが検出された。

　　が「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」等の注文先がインターネットサイト「薬草協会」である旨捜査機関に述べたことなどから，本件犯行（麻薬の製造及び施用の幇助）が発覚した。

３　麻薬の所持について（令和２年４月１４日付け起訴状公訴事実）

(1) 被告人は，同年３月３日，被告人方において，ＤＭＴ含有水溶液在中のティーカップ１個及びペットボトル３本を冷凍庫に入れて保管して所持し，同年４月１４日付け起訴状公訴事実記載の犯行に及んだ。

(2) 警察官が，同年３月３日，前記２事件につき発付を受けた捜索差押許可状に基づいて，被告人方における捜索差押えを実施したことから，本件犯行（麻薬の所持）が発覚した。

鑑定の結果，被告人が所持していたＤＭＴ含有水溶液の量は，合計約８５８．７７４グラムであった。

第３　その他情状等

以上